

## 特命随意契約理由書

391

件名	保育施設運営費関連業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <del>委託</del> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	内部事務の効率化を図り、迅速で正確な事務手続を提供し、もって保育サービスの向上を図るため、保育施設運営費関連業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年9月5日付4千子子支発0652号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 3年度 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：TOPPAN株式会社 情報コミュニケーション事業本部 ソリューションセンター 所在地：東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	46,297,750 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

389

件名	放置自転車管理システムの保守管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当区が構築した、放置自転車等管理システムが適切に稼働させることにより、放置自転車の撤去作業や撤去した車両の管理を効率的に行うことを目的とする。
選定理由	下記業者は、令和3年度契約案件（契約番号794号）として見積競争によりシステム構築業者として選定された事業者である。同システムの保守は、構築事業者以外に適切に行うことができないため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン 住所 大分県臼杵市大字臼杵 706 番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,028,740 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	有料ごみ処理券（有料シール）の印刷
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	事業者や区民が事業系ごみ及び粗大ごみを排出する場合、各区の条例で、ごみ袋や粗大ごみ等に各区有料シールを貼付する事が定められている。こうしたごみを排出する際、添付する有料シールを作成する。
選定理由	有料シール作成にあたっては、印刷経費の低減を図るために23区がそのスケールメリットを生かし、契約相手方を1社とする手法が有効として従前から導入している。 このため、23区の清掃事業移管準備担当課で組織していた清掃部会において業者の選定を行い、その上部組織として、清掃事業移管準備担当部長を構成員とする清掃移管実施委員会（以下「委員会」という。）において了承され、業者選定を行ったものである。 下記事業者はこの委員会で選定されたものであるため契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 TOPPAN株式会社 情報コミュニケーション事業本部 住所 東京都文京区水道1-3-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,796,775 円（消費税を含む） ※ <del>単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第1.67条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

610

件名	幼稚園・保育園・こども園給食用パンの購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	幼稚園・保育園・こども園の給食用にパンを購入する。
選定理由	幼稚園・保育園・こども園の給食は、乳幼児の食事を提供するもので、安全の確保が強く求められている。 学校給食用のパンは、(公益財団法人)東京都学校給食会より給食パン加工委託工場の指定がある加工委託工場から納品を受ける必要がある。 下記業者は、(公財)東京都学校給食会の加工委託工場であり、区内学校と同様に、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 大森製パン 住所 東京都江東区千田13-10
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,752,715 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	いきいきプラザ一番町地下1階・1階・2階空調設備改修他設計業務
種類	工事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定個所
概要	いきいきプラザ一番町施設改修基本計画に基づき、地下1階～2階のファンコイルユニット改修他の実施設計を行う。
選定理由	本業務は、令和5年度に委託したいいきいきプラザ一番町現況調査及び施設改修基本計画策定業務（令和5年5月～令和6年3月）に引き続き、実施設計業務を委託するものである。 下記業者は、現況調査及び施設改修基本計画策定業務を入札により受託した者であるため、現場状況や計画内容を十分把握しており、迅速かつ確実に実施設計業務を遂行することが可能であるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社浦野設計 東京本社 住所 東京都千代田区神田駿河台二丁目1番地20号
※ 契約年月日	令和 6年 4月 17日
※ 契約金額	5,808,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年6月28日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

624

件名	保育園・こども園寝具等のクリーニング業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品・委託) その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保育園・こども園で使用している寝具等についてクリーニングを実施し、寝具等の衛生管理を行う。
選定理由	本業務は、保育園・こども園で使用している寝具等についてクリーニングを実施し、寝具等の衛生管理を行うものである。 令和6年度の業務について、入札1回目では参加した事業者がおらず、入札2回目では不調になったため本業務を行う事業者が決定しなかった。本業務は4月からの履行が必要であったため、取り急ぎ4月分についてのみ、その時点で履行できる事業者と特命随意契約を結んだ。5月以降の契約については、価格・条件を変更せずに本案件を請け負えるものが特定されるため、5月から履行でき、価格面で最も有利な下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社大丸 住所 東京都足立区鹿浜5-2-5
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 17 日
※ 契約金額	4,736,600 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年5月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

405

件名	人材情報システムにおける会計年度任用職員対応業務
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	会計年度任用職員の定期評価及び条件付採用期間評価機能を追加するため、人材情報システムを改修する。
選定理由	本件は、当該システムの特許権、著作権及びその他排他的権利を有するシステム開発者のみが行うことのできる改造であり、同一の開発者以外の者にプログラム改修等を履行させた場合、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 : コムコ株式会社 ソリューション営業部 所在地 : 文京区湯島 3-24-11 湯島北東ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,095,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

409

件名	AI-OCR サービス利用
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	帳票を庁内複合機で読み取り、文字認識精度を飛躍的に高めるため AI を活用し、テキストデータ化する。 セキュリティを高めるためにインターネット回線を使用せず、LGWAN に接続する。
選 定 理 由	<p>AI-OCR の要である AI エンジンについて、本区のセキュリティポリシーに則った LGWAN 環境でサービスを提供できる事業者は複数存在する。</p> <p>しかしながら、当該サービスについては、利用部署がそれぞれ読取帳票の定義・登録を詳細に行う必要があり、サービス提供元が変わった場合、利用部署は各種帳票の定義・登録を再度行う必要がある。また、ユーザーインターフェースが変わるため操作についても再度習得しなければならない。</p> <p>加えて、現在は AI-OCR により出力されたデータを用いて RPA による支払処理の自動化を実施している。サービス提供元を変更すると、利用部署における操作方法の習得及び読取項目・データ出力等の再定義が完了するまでは RPA を稼働できないため、契約締結後の一定期間、RPA による支払処理が停止状態になることが想定される。</p> <p>以上の理由から、現行サービスを変更した場合、事業の継続性及びコストの観点から非効率・不経済である。</p> <p>下記事業者は令和元年度に入札した AI-OCR 試行導入支援業務の受託者となり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。AI-OCR 利用部署においては現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>住 所 東京都港区港南一丁目9番1号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)

契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	こころの健康サポート事業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	職員のメンタルヘルス対策としてカウンセリング、ストレスチェック等を実施する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度（令和6年度開始） （令和6年1月23日付5千政人事発1817号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号
契約の相手方	名称 株式会社ジャパンイーエーピーシステムズ 住所 新宿区高田馬場2-16-11 高田馬場216ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,537,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します

特命随意契約理由書

567

件名	デジタル複合機・プリンタの複写等サービス業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区では、現行のデジタル複合機・プリンタの機器の既存の全体最適化を目指し更改を行った。それに係る保守含む複写等サービス業務の契約を締結する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年11月8日付 4千政IT発第171号) 2 継続年数 3年 3 評価 良好な業務成績のため 評価は良好なため、令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共支社 東京都江東区豊洲2-2-1
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額 ※	59,402,200 円 (消費税を含む) ※(注) 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	介護保険サポーター・ポイント制度運営業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	介護保険サポーター・ポイント制度は、ボランティア活動の一形態であり、介護保険施設等でサポート業務に従事した高齢者に対して、ポイントを付与、換金し、転換交付金の交付を行う業務である。
選定理由	<p>下記事業者は、地域福祉の向上・推進を図るため、「ちよだボランティアセンター」を運営している。その内容には、各施設・団体への積極的な活動支援、高齢者とボランティア受け入れ先とを繋ぐ役割、事業の円滑な運営のための区内介護保険施設との連絡・連携体制の構築が含まれる。</p> <p>ボランティア団体や個人が介護保険施設や高齢者個人に対してボランティア活動を円滑に行うためには、ちよだボランティアセンターとの一体的な支援が必要不可欠である。それらの情報・知識・ノウハウなしには業務が履行できない。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であり、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが一者に特定される。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,004,560 円 (消費税を含む) ※ 総額が契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

491

件名	介護保険制度改正（第9期事業計画）等に伴うシステム改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	介護保険制度改正等に伴い、システムの改修を行う。
選定理由	<p>介護保険システムは、総合住民サービスシステム内のサブシステムとして稼働しているものである。</p> <p>本件は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修を行うものであり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、当該システムの構築・稼働業者である下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>法人名：株式会社 電算</p> <p>所在地：長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,472,600 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年11月30日
担当課	保健福祉部 高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

599

件名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選定理由	<p>旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。</p> <p>また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。</p> <p>本件業務は、会館内における区専用部分の警備業務を委託するものであるが、上述のとおり会館全体の警備業務と密接不可分である。以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 共栄セキュリティーサービス株式会社</p> <p>住所 千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館内</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1016,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

322

件名	区立学校施設等の機械警備業務 (旧永田町小学校 他 11 施設)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	旧永田町小学校、神田さくら館、旧九段中学校、麴町二丁目公共施設、昌平童夢館、旧今川中学校、麴町中学校、神田一橋中学校、神田保育園、麴町保育園、四番町保育園・四番町児童館仮施設および九段小学校・九段幼稚園における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	各施設は、旧永田町小学校が平成 6 年度、神田さくら館が平成 22 年、お茶の水小学校・幼稚園仮校舎が平成 14 年、麴町二丁目公共施設が平成 15 年、昌平童夢館が平成 27 年、旧今川中学校が平成 22 年、麴町中学校が平成 24 年、神田一橋中学校が平成 24 年、神田保育園施設が平成 25 年、麴町保育園が平成 28 年度、四番町保育園・四番町児童館仮施設が平成 29 年度、および九段小学校・九段幼稚園が 28 年度から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 4 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 セノン 東京システム支社 住所 東京都千代田区神田須田町 2-3-1 NBF 神田須田町ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,839,076 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

655

件名	区立学校施設等の機械警備業務（番町小学校・幼稚園 他1施設）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	番町小学校・幼稚園、一番町児童館における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	各施設は、番町小学校・幼稚園が平成19年、一番町児童館が平成11年から、下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,194,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

655

件名	九段中等教育学校機械警備業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段中等教育学校における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	九段中等教育学校は、富士見校舎が平成17年度から、九段校舎が平成23年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,085,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

655

件名	ふれあい会館機械警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ふれあい会館の警報機器等による防犯防災警備業務
選定理由	ふれあい会館では、平成10年4月の機械警備導入時に警報機器等の設置をしている。この機械警備機器の運用は、下記業者に限られ令和5年度の業務成績は良好である。履行の安全性と機械警備による施設内の保安性を確保し、引き続き、円滑な警備業務を継続する必要があるため、令和6年度も契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,119,360 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

655

件名	花小金井運動施設機械警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <b>委託</b> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	花小金井運動施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	花小金井運動施設は、平成14年度から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前1-5-1
※ 契約年月日	令和 〔 年 4 月 1 日
※ 契約金額	330,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

655

件名	旧万世橋出張所・区民会館機械警備業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	施設内における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者、地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し、監視を行う。
選 定 理 由	施設に設置している機器は下記業者が設置したものであり、施設管理上、引き続き同一業者に委託する必要がある。 また、履行状況も良好であるため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月   日
※ 契約金額	208,560 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部安全生活課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

655

件名	「神保町ひまわり館」施設機械警備業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「神保町ひまわり館」における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・居住者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	「神保町ひまわり館」は、平成9年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和5年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セコム株式会社 住 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,347,720 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 神保町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

542

件名	区立中学校の学力達成度調査業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立中学校（麴町中、神田一中）全学年を対象に、国語・社会・数学・理科・英語の区外の学校と比較した学力調査及び生活実態調査を実施する。
選定理由	<p>本件業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 高校受験対策なども念頭に置いた、区外の学校との学力達成度比較調査ができること。</p> <p>(2) 学力達成度調査結果と学校生活アンケート (hyper-QU) 結果とのデータリンクによる、生徒の学校生活における満足度等と学力との関係が見られること。</p> <p>下記業者は、学校生活アンケート (hyper-QU) の都内唯一の出版社であり、調査結果のコンピュータ診断を実施している業者である。</p> <p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由から、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 図書文化社</p> <p>所在地 東京都文京区大塚1-4-15</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p>1,799,850 円 (消費税を含む)</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	公園・児童遊園等整備方針改定支援業務（第708号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>公園・児童遊園等整備方針改定に向け、令和4年度に千代田区が管理する公園・児童遊園・広場における利用実態調査を行い、区民を中心とした利用者等における最新のニーズを把握した。さらに令和5年度には公園・児童遊園等整備方針検討会を設置し有識者等と公園等の機能・役割、課題等について議論を重ねるとともに、公園を利用しない人に向けた意識調査を実施した。</p> <p>本業務は、過年度の検討業務をもとに公園等における現状と課題を整理し、時代にあった公園等の機能・役割、施設の配置やその維持管理についてユニバーサルデザインの観点も踏まえ、目標・基準作りを再構築するとともに、その具体的な方策を検討することで、公園等のあるべき姿を追求し千代田区の特色を打ち出した公園・児童遊園等整備方針へと改定するものである。</p>
選定理由	<p>本件は、令和5年度公園・児童遊園等整備方針素案作成業務（第715号）と密接不可分の関係にあり、受託者以外の場合、一体的な方針改定ができなくなるなど円滑な業務遂行に著しい支障があるものである。さらに、下記業者は令和4年度に契約した「公園・児童遊園等調査業務（第717号）」の受託者であり、公園の利用状況や施設配置など現場状況等に熟知・精通しており、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 国際航業株式会社 東京支店</p> <p>住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	22,804,100 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月29日
担当課	環境まちづくり部道路公園課

根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
------	-----------------------

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	公害総合システム保守管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	公害指導事務の台帳、各届出受付及び苦情処理のデータ入力、保存、情報出力までを一元化し、作業の標準化を行う公害総合システムの保守管理業務を行う。
選定理由	1. 開発導入 令和4年度 2. 運用開始 令和5年2月 システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 富士通 Japan 株式会社 住所 東京都港区東新橋1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,088,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

518

件名	広報千代田編集・制作等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	1 広報千代田の制作にかかる編集業務（リライト、デザイン、レイアウト作成、文章補作、カット・イラスト作成、トレースなど）、印刷、梱包、納品を行う。 2 編集会議（特集面を含む内校発注のための会議）、入稿を経て、内校出し及び戻し、4回の校正（初校・2校・3校・念校）に対応できる年間スケジュールを作成する。 3 保存用製本業務
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度 ※令和6年3月5日付5千政広報発第140号 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年数 初年度 ※令和6年度開始
契約の相手方	名称 日本印刷株式会社 住所 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	60,834,900 円（消費税を含む） ※ 総印単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務（民間方式Ⅲ）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,872,800 円（消費税を含む） ※ <del>契約のため</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

426

件名	子どもの学習・生活支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">委託</span> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活困窮世帯等に対し、子どもの学習支援及び生活支援、親への養育支援等を行うことにより、困難を抱えた世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応し、子どもの社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年度開始) (令和6年3月19日付5千保生支発第911号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社トライグループ東京支店 住所 千代田区飯田橋一丁目10番3号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,839,636 円 (消費税を含む) ※ <del>総単</del> 単契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

353

件名	昌平童夢館総合管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	昌平童夢館の清掃・設備・環境衛生・保安警備・プール監視・植栽管理業務
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改定）に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成績評価は良好なため、引き続き同条件で令和6年度に限り契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名称 オーディーエー株式会社 千代田支店 住所 東京都千代田区神田須田町一丁目18番 BEKKA 須田町801
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	96,384,640 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	障害者よろず相談業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本事業は、障害等のある方並びにその家族及び関係者の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や調整等、専門的な見地から総合的に支援を行うものである。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 令和5年11月14日付5千保障福発第316号にて、下記事業者を令和6年度からの受託事業者を選定 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 継続年数 初年度（令和6年度より受託）
契約の相手方	名称： 社会福祉法人ひらイルミナル 住所： 東京都江戸川区船堀1-4-10 第二乙女屋マンション702
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	67,609,300 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部障害者福祉課総合相談担当
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	障害者福祉タクシー券支給事業管理運營業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	障害者等の積極的な社会参加や生活圏の拡大のため、障害者福祉タクシー券を支給する。 具体的には、全国展開するタクシーチケット利用により、障害者の行動範囲を広げ、日常生活の利便性を向上を図るとともに、タクシー事業者への支払先が一本化でき効率的な事業運営が可能となるため、タクシーチケット事業者に委託するものである。
選定理由	当案件について、令和6年3月15日に公募制指名競争入札（見積競争）を行ったが、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 愛のタクシーチケット株式会社 住所 京都市下京区高辻通室町西入繁昌町310番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	34,227,600 ※総印印契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	保健福祉部障害者福祉課給付・指導担当
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

290

件名	食品総合システム保守業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	食品総合システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロポーザル年度 平成 28 年度 (平成 29 年度開始) (平成 28 年 7 月 22 日付 28 千保生衛発第 173 号)</li> <li>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号</li> <li>3. 継続年数 8 年</li> <li>4. 評価 良好な業務成績のため</li> <li>5. 契約延長 令和 3 年 6 月 18 日付 3 千指業委第 3 号「指名業者選定委員会」承認</li> </ol> <p>業務成績は良好なため、引き続き令和 6 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社WorkVision</p> <p>住 所 東京都品川区東品川 2-2-4 天王洲ファーストタワー</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,125,300 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

473

件名	神保町エリアの街並み再生に向けた方策検討支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>神田神保町地域（以下、「当地域」という。）は世界でも有数の規模を持つ古書店街として知られ、千代田区都市計画マスタープランにおいては、まちの将来像を「成熟された界隈の文化にひかれた多くの人が創造的活動を広げるまち」と位置付けられている。一方で、老朽化建物が多くなか、複雑で狭小な敷地が多い等の理由から、建物の更新が困難な状況下にあるという課題を有している。</p> <p>本業務は、当地域において、まちづくり上の課題及び特性を整理したうえで、これまで当地域で育まれてきた文化を継承し、街の魅力を存続しながら、まちを更新していくための具体的な方策について検討するための支援を行う。</p>
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月28日付 5千環地ま発 109号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号</p> <p>3 継続年数 2年目</p> <p>4 評価 良好な業務成績のため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日建設計</p> <p>住所 千代田区飯田橋二丁目18番3号</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	19,976,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区コミュニティソーシャルワーク事業実施業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者、障害者、ひとり親家庭を含む子育て世代、ひきこもり等の孤立、生活困窮者等さまざまな問題を抱える区民を包括的に支援する仕組み、基盤づくりを通じて地域コミュニティを育成し、「地域共生社会」を実現するため、コミュニティソーシャルワーク事業を実施する。
選定理由	<p>本事業の実施において、複合的な課題を抱える住民等からの相談を適切に受けとめて対応するためには、介護や障害、子育て、生活困窮など区の関係機関のほか、社会福祉法人、医療機関、民生・児童委員や町会などとの連絡調整が必要不可欠である。</p> <p>下記事業者は、町会福祉部やサロン活動、ボランティアに対する支援のほか、区内福祉専門職への研修等を通じて地域福祉の推進に取り組むことで、区内の関係機関や地域住民との関係を長年にわたり構築している。また、万世橋出張所内に「アキバ分室」を開設し、神田地域の身近な相談・活動拠点となっている。</p> <p>令和6年度から社会福祉士等の専門職をコミュニティソーシャルワーカーとして神田地域に配置の上、実施する本事業は、すでに下記事業者が実施している事業と関連して行うものであり、総合的に本事業を行えるのは、下記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会</p> <p>住所 東京都千代田区九段南一丁目6番10号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,470,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部福祉総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

特命随意契約理由書

258

件名	千代田区まちづくりプラットフォームの組織づくり及びまちづくりに関する情報発信サイトの構築に向けた検討支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区は、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスタープラン」を基に、令和4年6月に「千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン」を策定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開している。 本業務は、「千代田区まちづくりプラットフォームのあり方(素案)」に基づき、公・民・学連携による「千代田区まちづくりプラットフォーム」の組織づくりに向けた組織体制等に関して最新の動向や区の現状・課題を把握し、必要なデータの収集・分析や助言・資料作成等を行うとともに、3D都市モデルの建物データなど地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成の基礎となるまちづくりの情報や千代田区におけるまちづくり及び人の活動に関する情報を発信するサイトの構築に向けて検討することを目的とする。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年4月3日付5千環景都発2号 令和5年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 2年 4 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人計量計画研究所 住所 新宿区市谷本村町2-9
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,043,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

406

件名	千代田区橋梁のライトアップに向けた調査検討業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン」に基づき、地域資源である水辺を誰もが快適に楽しめるにぎわいのある空間にするために、千代田区が管理する橋梁を軸としたライトアップに向けた調査検討を目的とする。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年3月29日付5千環都計発第201号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社プランニングネットワーク 住 所 東京都北区田端新町三丁目14番6号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15,261,879 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

249

件名	千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システムの保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、27 千保在支発第 241 号で導入が決定した「千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システム」について、そのシステムが適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託する。
選定理由	1 既諸室管理・案内システム機器は、平成 27 年度に下記事業者により導入したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ナカヨ 東京本社 住所 東京都港区港南一丁目 7 番 18 号 A-PLACE品川東 7 階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,120,020 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

386

件名	千代田区立軽井沢少年自然の家総合管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区立軽井沢少年自然の家の総合管理業務として、予約・運営・地域協力業務及び施設維持管理業務を委託する。
選定理由	本業務は公募型プロポーザルにより選定された下記業者により平成 25 年度から平成 27 年度まで継続して業務委託し、平成 28 年の業者選定委員会にて下記業者の随意契約が承認され、毎年度継続協議を諮ってきた。 しかし本施設は老築化や利用状況等から、今後の在り方について検討中であり、また施設所在地で本業務を行えるのは下記業者のみである。また下記業者は迅速な対応で業務成績評価も良好であり、利用者からも高評価を得ているため下記業者との特命随意契約期間の延長により契約を行うことが妥当である。したがって、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 軽井沢フード株式会社 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	82,292,000 円 (消費税を含む) ※ 従価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

608

件名	千代田区立子ども発達センター業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	障害や発達に課題があり支援が必要な就学前の乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者を対象とし、発達障害児や知的障害児、肢体不自由児等の早期支援として専門的な療育指導を行い、児童の能力を最大限に伸ばすとともに保護者への子育て支援をする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年11月22日付 千子児家発 579号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	107,939,682 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	障害児支援事業業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別支援学校等に通う障害児（小学生から高校生）を対象とし、学校休業日（春・夏・冬季休業期間）に、日中活動の場を提供することを目的に、専門職による余暇活動等を含む通所指導を行うことで児童の発達を支援するとともに、あわせて保護者の介護負担の軽減を図る。又、身体障害児への理学療法士による機能訓練を実施することで身体機能の維持向上を図る。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 （令和3年11月22日付 千子児家発579号 令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,533,350 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

271

件名	千代田区立図書館システム用データセンター賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px;">その他</span>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立図書館では図書館システムを導入し、図書館事業運営の効率化、利用者へのサービスの向上を実現している。 図書館システムを安全かつ適切に運用保守できるよう、システム機器を格納するデータセンターを賃貸借する。
選定理由	区立図書館システムは、全庁 LAN ネットワークを利用して運用している。 当該システムの運用及びセキュリティ上、全庁 LAN システムと同一のデータセンターにおいてサーバーを運用する必要があり、全庁 LAN システム用データセンター賃貸借を受託している下記事業者以外の者では、業務の履行を達成できない。 このことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。 <導入年度 平成 29 年度 (特命随意契約) >
契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 <b>東京事業部</b> 住所 東京都港区西新橋三丁目 22 番 8 号 /
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,620,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

336

件名	千代田保健所総合管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所の庁舎管理
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 5 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 5 年度の業務成績は良好なため、引き続き翌年度に限り契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ジンダイ 千代田支店 住 所 東京都千代田区神田小川町 3-1 1-2-2 2 4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	43,435,480 ※ 総額※契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
担 当 課	保健福祉部 地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

587

件名	千鳥ヶ淵緑道樹木等維持管理業務 (第 309 号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当業務は、千鳥ヶ淵緑道の、管理方法を見直し多様な植生にあったそれぞれの手入れを計画的、一体的に行えるようにし、効果の検証を行うものである。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年度開始) (令和4年2月3日付3千環道公発第595号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 業務成績良好なため 評価は良好なため、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社富士植木 住 所 千代田区九段南 4-1-9
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,449,256 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

### 特命随意契約理由書

件名	全庁LANシステム用データセンター賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	平成28年度に行った全庁LANリプレースの作業の中で、耐用年数をむかえた機器の更新とともに、情報セキュリティの強化を図るべく、新たな機器を導入した専用サーバーを構築した。そのサーバーを24時間365日、監視・保守・運用し、全庁LANシステムを安全かつ適切に運用保守できる外部専用サーバーをハウジングするため、データセンターを賃借する。
選定理由	1 賃借開始 平成29年度 賃借するデータセンターのハウジング事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発した事業者と密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者に、サーバーの変更・増設等のハウジングを履行させると、当該システムの運用及びセキュリティ上、著しく支障がある。このため、全庁LANシステムの保守運用事業者であるとともに、データセンター管理業者でもある下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：港区西新橋3-22-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,200,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

475

件名	総合行政システム運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年4月から新たに稼働する千代田区の総合行政システムの正常な稼働を維持するための運用に係る業務、ソフトウェアの障害復旧やセキュリティ対策の実施及び保守に関する業務を行うことにより、当該システムが正常かつ良好な状態に保たれ、業務が滞ることなく処理されることを円滑な運用と安定的な稼働を目的とし、係る運用保守業務を委託する。
選定理由	下記業者は、令和4年度及び令和5年度2か年にかけて総合行政システムを構築した事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では運用保守に係る作業にてデータの欠損、不整合を発生させ、システムを安定稼働させるための保証を行うことが困難である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：ジャパンシステム株式会社 住所：東京都渋谷区代々木1-22-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,846,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

654

件名	日経テレコン 21 の利用
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選定理由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。  以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	176,880 円 (消費税を含む) ※ 総印単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部契約課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	日経テレコン21利用料
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <span style="border: 1px solid black;">その他</span>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新聞や雑誌をはじめとした500以上の情報源、140万社超の企業情報などのデータベース検索が可能なwebサービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選定理由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。  以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 日経メディアマーケティング株式会社 住所 東京都千代田区大手町1-3-7
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	228,795 ※ <del>総印</del> 印契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	日経テレコン 21 の利用
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新聞や雑誌をはじめとした 500 以上の情報源、150 万社超の企業情報などのデータベース検索が可能な web サービスを利用し、スムーズな情報収集を行う。
選定理由	本サービスにおいて、新聞・雑誌・白書等記事検索機能、東京商工リサーチ（企業情報、財務情報）、帝国データバンク等企業データベース機能の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。  以上のことから、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日経メディアマーケティング株式会社 住 所 千代田区大手町 1-3-7
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<del>※ 総印</del> 212,968 円 (消費税を含む) ※ 総印印契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

588

件名	認知機能維持向上教室（脳トレ教室）業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	認知機能の維持向上を図り、認知症の発症遅延又は進行を予防すると共に、社会参加や仲間づくりの機会とすることを目的として、認知症に対する正しい理解のための講話・認知症予防に特化したプログラム（シナプソロジー）・非日常的活動（音楽やワークショップ等）及び認知症予防に資する活動紹介等を実施する。
選定理由	下記事業者は、認知症予防に特化したプログラムであるシナプソロジーの開発者である。当プログラムは、認知機能が向上したという検証エビデンスも経て、適切な効果が望まれると立証されている。 シナプソロジーの理解度、実践経験を総合的に兼ね備えているうえで、千代田区の介護予防事業の受託経験もあり、地域特性を把握している事業者は、下記事業者に限られる。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：株式会社ルネサンス 所在地：墨田区両国2-10-14 両国シティコア3F
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	515,550円（消費税含む）
委託期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 特命随意契約理由書

283

件名	被災者生活再建支援システム保守業務
種類	<p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・<u>委託</u> その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するため機器の保守契約を締結する。
選定理由	<p>1 導入年度 令和2年度 更新 (特命随意契約)</p> <p>2 被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT東日本(東日本電信電話株式会社)が過去の災害をもとに開発したものである。</p> <p>対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>住 所 東京都港区西新橋 3-22-8</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2709,300 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

272

件名	風ぐるま臨時便の運行業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区のイベントに参加する際の輸送手段の確保を以て、事業の円滑な運営を図る。イベントの想定として長寿会の誕生会は75歳以上の高齢者が多く、参加者の中には歩行不安を抱え、公共交通機関の利用では会場まで向かうことのできない方も含まれる。 これに伴い、高齢者の安全・安心かつ円滑な移動手段の確保のため、地域福祉交通“風ぐるま”と連携を図りながら、マイクロバスを用いて、区内各所から長寿会の誕生会などのイベント会場での送迎を行う。
選定理由	本件業務内容は参加者のイベントへの移動手段としてマイクロバスを利用するが、送迎時の乗降をするにあたって、地域福祉交通“風ぐるま”の停留所を一時利用する。停留所の使用や、送迎バス及び風ぐるまの運行ダイヤの調整など運行事業者との密な連携が必要となる。下記事業者は、風ぐるまの運行事業者であり、初めてのルートでスケジュールが流動的な中、迅速な対応と安定した業務を遂行が可能である。以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日立自動車交通株式会社 住 所 東京都足立区綾瀬6丁目11番22号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,300,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部福祉総務課福祉総務係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

578

件名	DX及び業務改革(BPR)推進支援業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	現DX戦略に掲げた取組み等をより一層推進するとともに、次期DX戦略の策定に向けた検討において、専門的な知見、経験に基づく具体的な助言や支援を得る。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年3月18日付5千政デ政発157号決裁) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 デロイト・トーマツコンサルティング合同会社 住所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	66,000,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

566

件名	デジタル複合機の複写等サービス業務 (第 801 号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	土木工事設計業務を円滑に執行するよう、デジタル複合機の設置、消耗品の供給、機器の点検修理等を行う。
選定理由	本件は、令和元年 10 月供用開始より、下記の事業者に決定したものである。 令和 6 年度は 6 年目であり、使用条件その他の事項について前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公 共 支 社 住 所 東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 項
※契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※契約金額	594,000 円 (消費税を含む) <del>※総価単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

160

件名	九段さくら館保守管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段さくら館の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 5 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 5 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ニッセイファシリティ株式会社 千代田支店 住 所 東京都千代田区岩本町 2-9-11
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,741,835 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

647

件名	区営千鳥ヶ淵ボート場運営管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区民及び内外の来場者の余暇活動の一助となるレクリエーション施設として、来場者が安全かつ快適に利用できるよう、運営管理業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和2年度 令和3年2月16日付2千地商観発第305号（令和3年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和5年12月15日付5千指業委第12号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は、良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ハイビレッヂ 住 所 東京都小金井市貫井南町4-16-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	30,382,000 ※ 単価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件名	公園・児童遊園等リニューアル工事設計業務（第715号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計 測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区内における子どもの遊び場の充実にむけて、公園または児童遊園もしくは広場を選定し、整備方針の策定前に複合遊具（インクルーシブ遊具）やドックラン・スケートパークの整備内容を精査し、公園整備を行うための設計業務を行うものである。
選定理由	本件は、将来的な公園整備・管理方法について検討中の公園・児童遊園等整備方針素案作成業務（第715号）での内容を具体的な施策（先行パイロット事業）に反映させる本件設計が密接不可分の関係にあり、受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど円滑な業務遂行に著しい支障があるものである。また、下記業者は令和5年度に契約した「公園・児童遊園等リニューアル工事設計業務（第721号）」の受託者であり、公園の利用状況、施設配置、設計方針など現場状況等に熟知・精通しており、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 国際航業株式会社 東京支店 住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	34,926,100 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

650

件名	校外学習用観光バスの運行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工 事物品：物品・ <b>委託</b> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立幼稚園（こども園含む）・小学校等の校外学習用観光バスの運行業務について、委託契約を締結し、経費を支出する。
選定理由	当案件については、二度入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、かつ、バスの手配ができないという理由から不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、学校等が希望する日程で受託できる旨の回答があったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：太平観光株式会社 住所：練馬区東大泉 7-38-9
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額 ※	単価 1,915,000 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 5 月 21 日から令和 6 年 6 月 20 日
担当課	教育委員会事務局 子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

240

件名	国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定等支援業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>区立常盤橋公園は、隣接地区で都市計画決定に基づく再開発事業と首都高速道路の地下化事業が進行しており、影響が懸念されている。また、公園内に所在する国指定史跡常盤橋門跡については、令和2年度に修理工事が完了し、令和5年度には保存活用計画が策定されたため、公開活用を含めた整備が必要となっている。以上の状況を踏まえ、千代田区は、行政計画である「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画」を策定し、整備の方針を定めることとしている。</p> <p>本業務は、この計画策定の支援を委託するもので、受託者は土木施工や史跡整備に関する専門的な知見を踏まえながら、委員会運営及び計画書の作成支援を行う。</p>
選定理由	<p>当該事業者は、プロポーザル方式によって選定され、令和3年度から継続して本業務にあたっている。本業務は、令和5年度での終了を予定していたが、第三者による周辺の都市計画事業との兼ね合いで調整が必要となったため、令和6年度も継続して実施する。</p> <p>当該事業者は業務に求められるトンネル施工や石垣などの工学的な知識と公園整備・文化財整備に関する経験を有しており、業務成績は優秀である。委員会での審議も専門性が高いため、新規の事業者では業務着手に時間がかかり、業務の遅延やコストアップが想定される。このため、当該事業者に引き続き委託することが有利と考えられる。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社文化財保存計画協会 住 所 千代田区一ツ橋2丁目5-5</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	7,711,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

612

件名	産業廃棄物処分業務（コンクリートくず等）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（コンクリートくず等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた廃棄物運搬処理業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 日成ストマック・トーキョー 住所 東京都江戸川区東葛西 3-17-15
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,584,000 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校英会話講座業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校において、英会話講座業務を実施する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年3月15日付決裁済み 4千子指導発第1211号）</li> <li>2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号</li> <li>3 継続年度 2年</li> <li>4 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</li> </ol>
契約の相手方	<p>名称 株式会社エデュケーショナルネットワーク</p> <p>住所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	2,292,950 円（消費税を含む） <del>※ 総額</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

381

件名	神田一橋中学校長期休業中学習教室・直前対策ゼミ業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校において、長期休業中または放課後に課外指導を実施する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月29日付決裁済み 3千子指導発第1265号） 2 該当 プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年度 3年 4 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社エデュケーショナルネットワーク  住所 東京都千代田区富士見二丁目11番11号
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	3,284,050 円（消費税を含む） ※ 税別単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

470  
503

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区内遺跡出土遺物の保存修復業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <input checked="" type="checkbox"/> 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内遺跡出土の遺物について、展示及び貸出等の利用を目的として、保存修復を実施する。対象遺物は全10件、286点で、17世紀から19世紀にかけて製作された貿易陶磁器や希少な金属製品を含む。
選定理由	修復対象の陶磁器・金属製品は発掘以来劣化が進んでいる。このため、保存修復を行うにあたり、下記の条件を満たす必要がある。 ①陶磁器 表面の汚れ除去と酸化防止・欠落部分の補填、原色原形を損なわない補彩を行うため、遺物に合わせた洗浄方法、薬品の使用方法等について、国指定文化財補修レベルの技術と経験を有すること。 ②金属製品 土中での溶解が進んだ状態にある遺物のクリーニングと酸化防止処理を行うため、遺物の状態に合わせた修復を行う技術と経験を有すること。 ③作業所 遺物は劣化が進行しているため、輸送による損傷を最小限にする必要があることから、都内で修復作業が可能であること。 これらすべての条件を満たすのは、国立東京博物館所蔵資料をはじめとする国指定文化財の保存修復を行い、特殊な技術と経験を有する下記事業者に限られるため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国立大学法人東京藝術大学 住 所 台東区上野公園 12-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,000,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

601

件名	千代田区障害児ケアプラン事業運営支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	障害や発達に課題のある児童（以下「障害児等」という。）が地域で健やかに成長し、保護者とともに安心して暮らせるよう、児童一人ひとりの発達状況に応じたサービスをプランニングする「はばたきプラン」（以下「プラン」という。）を作成し、児童の成長と保護者の子育て不安の解消を図る。児童の情報は「子育てカルテ」として整理し、関係機関との情報共有を図り、児童の切れ目のない支援を実現する。又、児童福祉法に規定する障害児支援サービスを利用する児童には、申請時に必要な「障害児支援利用計画」の作成を行う。
選定理由	本事業の業務内容は、児童・保護者の状況に深く関与することから、事業者と保護者の信頼関係が必要不可欠である。子ども発達センターの運営事業者である下記業者は、保護者と信頼が築かれており、プラン作成に必要な児童の情報や相談支援のノウハウも備えている。又、庁内・庁外の関係機関とのやりとりに関しても相談支援の経験から良好な関係を構築している。令和5年度の業務成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 こどもの発達療育研究所 住所 東京都文京区白山2-26-16-601
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	27,016,424 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

498

件名	千代田区総合防災情報システム構築業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	・総合防災情報システム（防災情報システム・防災ポータルサイト・防災アプリ）の構築 ・総合防災情報システムの運用支援、保守
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 （令和6年3月13日付5千政災危発第446号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年度 初年度 4. プロポーザルによって選定された以下の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 住所：東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	87,780,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区役所本庁舎駐車料金収入管理等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「合同庁舎」という。）の駐車料金収入管理業務並びに水道及びガス料金に係る負担按分表作成等業務を行う。
選 定 理 由	<p>国による一般競争入札の結果、下記業者が合同庁舎の「建設設備管理業務」受託者となった。</p> <p>駐車料金精算設備の管理は合同庁舎全体の設備管理の一環として当該事業者が行っており、合同庁舎全体の光熱水量（電気・ガス・水道）についても当該事業者が管理している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本業務を当該受託者に委託することにより効率的かつ円滑な事務の執行が可能となる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 シミズ・ビルライフケア</p> <p>住 所 東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,739,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

634

件名	千代田区立学校等用務業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立学校等における園児、児童及び生徒の安全で安心した学校園生活と教育活動を安定的に推進するため、また教職員が学校園生活を円滑に行えるようにするため、備品等の管理や来校園舎の応対等を含む用務業務を委託する。 <履行場所> (1) お茶の水小学校及びお茶の水幼稚園 (2) 昌平小学校及び昌平幼稚園 (3) 麴町中学校
選定理由	1 プロポーザル年度 令和3年度 (令和3年9月8日3千指業委第7号 プロポーザル方式承認 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 3年度 継続3年目であり業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 光管財株式会社 千代田支店 所在地 東京都千代田区富士見 1-11-23 フジミビル 303
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	60,286,468 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	全庁LANシステム用ノートパソコン等機器の賃借（再々リース）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区全庁LAN用のノートパソコンを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を1年延長する。
選定理由	<p>1. 導入 平成29年4月1日～令和4年3月31日までの長期継続契約であり、契約満了に伴う1年間の再リースを令和4年度と5年度に行った。さらに令和6年度についても再リースを行う。</p> <p>2. 賃借期間をさらに1年延長しても使用に耐えられることが見込まれており、かつVDIアクセス集中対応のため、再リース契約を締結する。</p> <p>3. 当該機器は、現在流通している新機種では対応していない、総合行政システムの稼働に必要なソフトウェアのバージョンを備えており、基盤構築事業者の動作保証済み端末である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：NTT・TCリース株式会社</p> <p>住所：東京都港区港南1丁目2番70号</p>
※ 契約年月日	令和6年4月 / 日
※ 契約金額	2,163,372 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

619

件名	全庁ネットワークセキュリティ対策支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区ではクラウドサービスの普及やサイバー攻撃の高度化等に伴い、セキュリティ対策の強化を予定している。新たなセキュリティの考え方であるゼロトラストセキュリティの実現や総務省新強靱化モデルに合致したセキュリティの確保等についての専門的な検討と実際の構築に必要な支援に関する業務を委託する。
選定理由	現在稼働している庁内システムをサイバー攻撃等から守るためには、現在のシステムについて熟知している必要がある。また、ゼロトラストセキュリティの確保のためには千代田区のセキュリティの現況と新たに求められるセキュリティの要件について専門的な知識を有する必要がある。下記事業者は、千代田区のシステムやネットワークについて最も精通しており、契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：エクシオ・システムマネジメント株式会社 住所：東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館7階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,480,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

378

件名	富士見小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室（遊び）」業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	富士見小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	富士見小学校には、公設民営の富士見わんぱくひろば学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ポピンズエデュケア 住 所 東京都渋谷区広尾5丁目6-6 広尾プラザ5階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12450,900 円 (消費税を含む) <small>* 総価単価契約のため、契約金額は変動見込み</small>
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	CACHATTO リモートワーク構築業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	CACHATTO リモートデスクトップを利用するに当たり、端末の設計及び構築・試験を行う業務。
選定理由	<p>下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和2年度にリモートワークシステムを構築し、その後の拡張業務・運用保守業務も引き続き行っている。</p> <p>本システムの構築及び運用保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 8 日
※ 契約金額	8,360,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日～令和6年8月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

570

件名	九段第3合同庁舎特高変電設備改修工事
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段第3合同庁舎特高変電設備改修工事を行う。
選定理由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の特高変電設備改修工事は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の特高変電設備改修工事を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があり、国（財務省）が発注及び契約事務を行っている。 については、国の選定により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名称 三菱電機株式会社 住所 東京都千代田区丸の内2-7-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 17 日
※ 契約金額	86,782,578 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月17日から令和7年6月30日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

516

件名	英国立バンガー大学視察等実施業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	一般社団法人国際大学連合が主催する「英国立バンガー大学日本研究所トリニティ・ファウンデーションプログラム」に多くの高校生が参加している。本校の生徒も毎年参加しており、プログラムの内容が英語力の向上につながっている。このたび本研修プログラムに教員が同行し、九段中等教育学校版「探求プラン・グローバルプログラム」の開発に役立てていく。
選定理由	多くの高校生が参加可能な高校生向けプログラムで、留学体験ができるコースを計画している事業者は特定される。また、本プログラムは海外で通用する真の英語力を身につける方策として有用であるとともに、現地の人々とのふれあいをとおして、生活に必要な英語力、イギリスの歴史等の知識を身につけ、国際的な人材育成への契機となるものである。 上記プログラムにおいて生徒と行動を共にし、全体を視察し把握するためには、このプログラムを提供している下記団体に委託する必要がある。よって、下記団体を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	法人名 一般社団法人 国際大学連合 所在地 兵庫県神戸市中央区港島中町3-1-2 神戸ポートビレジ4棟201
※ 契約年月日	令和6年4月18日
※ 契約金額	¥ 822,550 - (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年8月30日
担当課	九段中等教育学校
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

702

件名	富士見出張所・区民館総合管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	富士見出張所・区民館の安全かつ良好な環境を保持し、快適な施設利用が行なえるよう、施設及び設備の点検・保守・運転・監視・清掃・環境測定等の業務を総合的に委託する。
選定理由	下記事業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改訂）に基づき令和 5 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。業務成績は良好なため、引き続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スターリング 千代田支店 住 所 東京都千代田区二番町 1 番地 2 番町ハイム 1103
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,382,500 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	地域振興部 富士見出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

266

件名	ガスコージェネレーション保守点検業務（麴町中）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町中学校に設置されたガスコージェネレーション（ジェネライ ト）保守点検業務
選定理由	1. 麴町中学校の機器、設備は、下記事業者が製造したものである。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密 接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、 故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務 履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱 いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ヤンマーエネルギーシステム株式会社 東京支社 住 所 中央区八重洲2-1-1 YANMAR TOKYO 13階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	748,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園における古紙回収の委託を行う。
選定理由	<p>エコ・オフィス町内会（以下「オフィス町内会」という）は、共同回収事業を運営する非営利団体として1991年に設立された。当時、特定非営利活動促進法（NPO法）が存在していなかったこともあり、オフィス町内会は法人とはなっていない。</p> <p>この事業は、「①古紙排出企業側は、古紙を廃棄物として処分する費用よりも安価に回収してもらうことができること。②回収会社は、古紙相場に左右されずに固定的な収入を得られるので、経営が安定すること。③オフィス町内会事務局は経費を会員からの収入で賄うことにより、活動の継続性を確保することができること。」の3つの経済性と、オフィス町内会の仕組みにより運営を継続することができ、また、環境保護といえども、関係者の経費の負担が続くような仕組みでは、長期にわたって活動を継続することはできないと考え開始されたものである。</p> <p>オフィス町内会の千代田区の事務局代理は下記事業者であり、オフィス町内会の会員として回収を行っている唯一の事業者である。また、区では、区内の環境リサイクル事業として、この活動を推進・支援している。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 新井商店</p> <p>住 所 東京都台東区根岸5-14-13</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">1,534,060 円（消費税を含む）</p> <p>※ 単価 <u>契約のため、契約金額は支出限度額</u></p>
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	リユース食器・分別ごみ容器の配送・洗浄・保管業務及びリユース食器の賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （賃貸借）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区的环境への取り組みをPRするため、カップ、皿、どんぶり、箸などのリユース食器・分別ごみ容器を指定の日時・場所に配送し、利用後の食器等を洗浄、保管する。 また、行事等の重複により、区保有の食器が不足する場合は、臨時にリユース食器を賃貸する。
選定理由	祭礼のように一度に大量の貸し出しが必要な規模の行事もあるため、区で扱う品目について、一定程度の在庫を有する必要がある。 なお貸し出し品目中、箸を取り扱っているのは、現在、下記事業者のみである。 当該事業者は、自社のリユース食器の配送・洗浄に加え、自社以外のリユース食器の保管業務も行っているため、箸を含め、必要な数のリユース食器を貸し出すことができる。加えて、「リユース食器ネットワーク」に加入する、23区内に事業所を有する唯一の事業者であることから、輸送に係る環境負荷を軽減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名称（特非）社会資源再生協議会 住所 東京都中野区本町3-1-4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,574,571 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

665

件名	海外派遣研修実施業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	国際的な視野でものごとを考えることができる、グローバルマインドを備えたリーダーとしての資質を育成することを目的とし、本校第4学年の海外派遣研修実施に伴い、派遣生徒及び引率教員の海外での旅行に必要な業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 30 年 9 月 21 日付 30 千中等シ発第 311 号 平成 31 年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 3 項 3. 継続年数 3 年度 (令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う学校行事縮小により実施せず) 4. プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 アイエスエイ 住所：東京都港区港南 1-6-41 芝浦クリスタル品川 10F
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2502,700 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 5 年 10 月 15 日
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

701

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎における防火管理者等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎（以下「防火対象物」という。）において、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する防火管理者の業務及び同法第36条第1項において準用する同第8条第1項に規定する防災管理者の業務の一部を委託する。
選定理由	本庁舎の防災センター等共用部の防火管理者及び防災管理者の業務は、消防法への深い知識が求められ、消防計画の見直しや日常の火災予防点検を行うなど、本庁舎の構造や仕様に精通し、庁舎内の状況を日々把握し実施する必要がある。本業務は共通仕様に基づく警備保安業務との連携を図ることにより上記の必要条件を満たすことができ、効率的かつ法律に基づいた確実な対応が可能となる。 下記業者は、個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した本庁舎の警備保安業務の事業者である。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 首都圏ビルサービス協同組合 住 所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	990,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

693

件名	九段中等教育学校 学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借 (再リース パソコン・プリンター)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借業務
選定理由	<p>下記事業者は、九段中等教育学校の学校管理システム用機器等及び教員用パソコンの賃貸借契約 (27 千中等シ発第 51 号、契約期間：平成 29 年 9 月 15 日～令和 3 (平成 33) 年 9 月 14 日) の落札業者である。4 年間のリース期間終了後、令和 6 年 3 月 31 日までの再リースをしたが、今年度 10 月にリプレースすることから、一部の賃貸借物件を再リースし、引き続き使用する。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 NX・TC リース&amp;ファイナンス株式会社</p> <p>住所 東京都港区東新橋 1-5-2</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,001,120 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

580

件 名	入札不正行為の再発防止対策等に関する調査等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続きに際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕された。これを受け、当該事案の発生要因を調査し、その結果の報告を求める。
選 定 理 由	<p>下記弁護士は、公安調査庁長官、福岡高等検察庁検事長、名古屋高等検察庁検事長などを歴任し、令和2（2020）年から弁護士活動を行っている。検事等多岐にわたる経験が豊富であることから、刑事事件についても精通している。官製談合防止法違反事件への対応や不正防止方策に関する知識と経験も豊富であり、行政に関する訴訟及び行政手続きについても熟知している。</p> <p>また、本件に関する上記事案が発生した直後である令和6年1月（令和5年度）から同年3月まで、当該事案の発生要因等の調査について下記弁護士に委託したところである。</p> <p>本件については、類似する不正行為が二度と行われぬよう客観性と公平性をもって調査検証できる豊富な知識と経験を持った弁護士の支援が不可欠であるとともに、昨年度の調査も踏まえた調査手法と継続的な分析が求められる。</p> <p>上記の要件を満たす弁護士は限られることから、下記の者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 弁護士 野々上 尚</p> <p>所在地 中央区京橋2-12-3 京橋センタービル6階 上田廣一法律事務所</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	1,000,000円（消費税を含む） <del>※ 単価契約のため 契約金額は支出限度額</del>
契約期間	令和6年4月1日から令和6年7月31日
担 当 課	政策経営部 総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

649

件名	校外学習用観光バスの運行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工 事物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立幼稚園（こども園含む）・小学校等の校外学習用観光バスの運行業務について、委託契約を締結し、経費を支出する。
選定理由	当案件については、二度入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、かつ、バスの手配ができないという理由から不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、学校等が希望する日程で、受託できる旨の回答があったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：寿観光株式会社 住所：練馬区上石神井 3-16-7 ロイヤルステージ 1 F101
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,412,000 円（消費税を含む） <small>単価契約のため契約金額は支出限度額</small>
契約期間	令和 6 年 4 月 24 日から令和 6 年 7 月 16 日
担当課	教育委員会事務局 子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	(仮称) 新九段生涯学習館整備計画の検討業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、九段生涯学習館の所在地を含む、「九段南一丁目地区市街地再開発事業」の進捗も見据え、子どもや障害者、高齢者等、全ての区民が自由に活動できる生涯学習・文化芸術活動の拠点として、(仮称) 新九段生涯学習館整備の調査・検討を行うものである。
選定理由	1 プロポーザル実施年度 令和5年度(令和6年3月29日5千地生ス発第492号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 契約初年度であり、プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約相手方に指名する。
契約の相手方	名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
※ 契約年月日	令和6年4月17日
※ 契約金額	11,935,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

609

件名	保田臨海学校実施に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千葉県保田海岸で実施する臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げ、参加児童が安全に遊泳を行うための事業の運営補助を委託する。
選定理由	借上げ施設については、海水の環境状況が良好である7月20日から7月31日頃までの間に学校利用ができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ①100名以上の宿泊が可能な施設であること。 ②学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。  宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設は、サンセットブリーズ保田に特定される。 このため、当施設を運営する下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	所在地：千葉県安房郡鋸南町大六1032 名 称：株式会社 R. project
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 30 日
※ 契約金額	9,096,160 ※ <del>客単価</del> 単価契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和6年7月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

377

件名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
選定理由	<p>本業務は、神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務を委託するものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以下の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p>※<u>単価</u> 1,797,253 円 (消費税を含む)</p> <p>※<u>契約のため、契約金額は支出限度額</u></p>
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	神田公園出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

377

件名	和泉橋出張所・区民館日常清掃業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉橋出張所・区民館の日常的な清掃業務
選定理由	<p>本件は、和泉橋出張所・区民館の衛生環境を保つために日常的な清掃業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高年齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設置されている。</p> <p>以上の理由により、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 東京都千代田区九段南 1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p>※ 単価 1,635,341 円 (消費税を含む)</p> <p>※ 契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	千代田区役所 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

377

件名	麴町集会室日常清掃業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	<p>本件は、麴町集会室内における日常の清掃業務を円滑に行うため、麴町集会室日常清掃業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">887,040</p> <p>※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

323

件名	三崎町中継所管理運営業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	三崎町中継所は、千代田、台東、文京区の不燃ごみを搬送するための船舶中継施設であり、不燃ごみを日曜日、年末年始を除いて毎日受け入れている。 不燃ごみの受入業務、中央モニター監視、ホッパー業務（搬入車誘導・搬入口整理）、プラント設備（コンベア2基・シュート2基・ターンテーブル2基・計重装置2基）の保守点検（毎月実施）及び関係法令等に基づく官公署等への届出手続き等を行う。
選定理由	(1) 本業務で、いずれも下記事業者とのグループ会社である新明和工業株式会社が設計・製作したものであり、下記事業者はその保守点検の専門会社である。 (2) ごみ中継施設に設置した設備機器の維持管理であり、特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守点検業務であるため、同施設の運転管理部門でなければ役務を提供することができない。 なお、下記事業者は、令和5年度中の管理業務の履行状況が良いことから、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称： 新明和ウエステック株式会社 施設運営部 東京営業所 住 所： 東京都台東区上野 7-12-14
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	40,590,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

161

件名	産業廃棄物処分業務（廃プラスチック等）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <b>委託</b> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の道路上及び公園内における産業廃棄物（廃プラスチック等）について、法令に基づいた適切な処分を行う。
選定理由	下記業者は、本件業務委託に先立ち行われた廃棄物運搬処理業務の見積もり競争の際、その内定者である新宿運輸商事(株)千代田営業所が廃棄物の処分先として指定した者である。このため、本件業務について、特定のものでなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 有明興業株式会社 住所 東京都江東区若洲2-8-25
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<sup>2,217,600</sup> ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

468

件名	四番町保育園・児童館仮施設清掃・環境衛生管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	四番町保育園・児童館仮施設の清掃・環境衛生管理業務委託
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改定）に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成績評価は良好なため、引き続き同条件で令和6年度に限り契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名称 株式会社クリーン工房 神田支店 住所 東京都千代田区神田須田町一丁目10-4-1101
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,298,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

253

件名	情報システム監査及び研修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和4年度からの中長期計画に基づき、個人情報の安全管理措置に対する職員の意識向上、事務処理及びシステムのセキュリティ向上を目的に、情報セキュリティ体制の整備支援及び監査・研修業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和4年10月24日付4千政IT発165号） 2 根拠規定 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条6号 3 継続年数 3年目 4 評価 業務成績良好のため、令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ジーブレイン株式会社 住所 京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る 南辻町369-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	21,516,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

677

件名	職員定期健康診断等実施業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	職員定期健康診断、各種がん検診および各種予防接種の実施
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年3月14日付3千政人事発第1991号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 医療法人社団こころとからだの元気プラザ 住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング1階・2階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	47,707,715 <del>※ 単価</del> 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	神田一橋中学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <del>委託</del> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田一橋中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,664,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

461

件名	人材派遣業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	〒104-0061 中央区銀座七丁目16番12号 G-7ビルディング 株式会社モード・プランニング・ジャパン
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	12434,870 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

327

件名	生活保護版レセプト情報管理システム（クラウド版）の保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <b>委託</b> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護版レセプト情報管理システムは、保険者（区）が医療機関から提出された社会保険診療報酬支払基金を通じて送付される電子レセプトを閲覧・操作・集計するシステムであり、その保守業務を委託する。また、オンライン資格確認連携サービスの提供を受ける。
選定理由	平成23年4月から開始された電子レセプト運用が完全実施となり、このレセプト管理システムは厚生労働省が下記業者へ開発・運営を委託し、東京都が随意契約により改良を委託したものである。 本サービスで既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理、障害対応など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、令和6年度より紙媒体の支払基金・請求関係帳票につきオンライン配信へと変更されるため、オンライン資格確認連携サービスの提供を受けることが必要となる。 以上の理由により、評価も良好なため、下記事業者を規約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 住所：東京都港区東新橋1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,122,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区公共施設等総合管理方針改定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、平成29年3月に策定した「千代田区公共施設等総合管理方針」を改定するにあたり、専門的な見地からの調査、提案、助言等の支援を行うことにより、効率的に業務を実施する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年6月21日付5千政施経発第184号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 1年目 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ファインコラボレート研究所 住所 東京都港区元赤坂一丁目1番15号 ニュートヨビル
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,740,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年12月27日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	全庁LAN等運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和4年度に再構築した全庁LANシステム等を今年度稼働させるに際して、運用保守業務を委託する。
選定理由	<p>1. 導入年度 平成19年度（令和4年度再構築開始） 本システムは、情報系ネットワーク、基幹業務系ネットワーク、全庁LAN端末、基幹業務系端末等を含む基盤となる情報処理システムである。</p> <p>2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号</p> <p>3. 評価 対応が迅速で良好のため 再構築後3年目であり、評価は良好である。既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>住所：港区西新橋3-22-8</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	344,096,500 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

随意契約理由書

741

件名	日曜青年教室 館外及び室内プログラム企画・運營業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	知的障害がある青少年、成人を対象にその適性・能力に合わせ、ITのスキルを学ぶ活動等を通じて社会的適応力の養成を図る。 宿泊学習会の行程の説明を保護者対象に行い、受講生の宿泊学習会への参加を促す。
選定理由	本事業は多くの受講生が継続参加している状況の中、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを展開していくため、教室の一部を委託し新たな学習の機会を広げていくこととしている。 下記事業者は障害児に対する児童発達支援事業および放課後等デイサービスの受託事業者であり、障害者に対する理解や個々の特性に応じた対応に長けている。日曜青年教室のプログラムにも長年に渡って参画しており、その中で日曜青年教室受講生の特性や障害の状況について広く理解している。また、ITに精通しているスタッフを有しており、その講座企画力・技術力は本事業にも有効である。加えて、宿泊学習会にスタッフとして参加を予定している事業者であり、宿泊学習会の行程全体を熟知している。 よって、事業実施にあたり、さまざまな障害を持つ受講生の状況に応じたきめ細かい対応が期待できる点とITに精通している点を併せ持つ事業者として下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般社団法人 D&A Networks 住所 東京都千代田区二番町3-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,432,620 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月9日
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

## 特命随意契約理由書

617

件名	箱根移動教室実施に伴う宿泊施設の借上げ等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	箱根移動教室実施にあたって、宿泊施設を借上げるとともに賄い業務の提供を受ける。
選定理由	<p>平成24年1月11日実施の校長会で、小学校6年生の移動教室の実施場所は仙石原～湖尻方面にあり、学校利用による全館貸切可能で以下の①～④の条件を満たす施設がよいということになった。</p> <p>① 150名以上宿泊可能な施設であること。 ② 大型バスの駐車スペースが確保できること。 ③ レク等を実施できる設備（広間等）を2箇所以上提供できること。 ④ 貸切が可能であること。</p> <p>この条件を満たす施設を探した結果、該当するのは「箱根高原ホテル」のみであり、移動教室事業の継続性から、当該施設の指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 富士急トラベル株式会社 新都心支店</p> <p>住 所 渋谷区初台1-55-7</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">15,206,240</p> <p style="text-align: right;">円（消費税を含む）</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和6年6月5日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

187

件名	保育所等巡回指導業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品・委託)、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本事業は、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づき、公立、私立保育所を学識経験者や園長経験者などが巡回アドバイザーとして巡回し、保育所職員、保護者に専門的見地から指導・助言をするものである。
選定理由	近年、保育所で発生する問題が複雑化、多様化しており、保育所だけでは対応が困難な事例が増えている。 ついでには、保育所で発生する様々な問題に対応する体制を整備するため、弁護士等の専門スタッフを擁する下記事業者と連携、協力し、保育所等巡回指導事業を円滑に実施することを目的に、「保育所等巡回指導業務に関する協定」を令和3年1月4日付で締結。本協定の有効期間は令和6年3月31日から1年更新されている。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般社団法人日本保育者支援協会 住所 東京都千代田区富士見1-11-13-101
※ 契約年月日	令和 6年 4月 / 日
※ 契約金額	2,750,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

723

件名	学校案内パンフレット等の企画及び印刷業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段中等教育学校2025年度入学者募集に向けて、本校受検予定者及び来訪者等に対して教育内容などの概要を写真・イラスト等を活用し視覚に訴えかけ、よりわかりやすくイメージできるパンフレット等の作成をする。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年4月19日付、5千中等シ発第22号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4項 3. 継続年数 1年 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 グローバル教育出版 住所：東京都千代田区内神田2丁目4番2号 一広グローバルビル3階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 10 日
※ 契約金額	2,568,500 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年6月28日まで
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

303

件名	ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業関連業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <del>委託</del> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	民間事業者の電話対応や書類審査事務のノウハウを活用し、もって子育てサービスの充実を図ることを目的に、ベビーシッター利用支援事業関連業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年11月24日 5千子児家発0661号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルにより選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：株式会社パソナライフケア 所在地：東京都港区南青山3-1-30
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	16,104,000 円 (消費税を含む) ※総印印契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	ワークプレイス変革等支援業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>区が取り組むべき課題が多様化・複雑化する中で、クオリティの高い行政サービスを継続的に提供していくためには、生産性の高い働き方を実現する必要がある。そのため、デスクや紙に囚われたこれまでの働き方や働く場所を見直し、職員自らが業務内容等に合わせて働く場所を選択し、働き方をデザインできるような魅力的で機能的な職場環境への転換を図る。</p> <p>本業務は、前述した働き方の実現に向け「ワークプレイス変革」として、これまでの取組みを踏まえ、職員の意識改革の実施を支援し、執務環境の基本的な考え方や整備方針をまとめるものとする。</p>
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年3月25日付5千政デ政発166号決裁)</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号</p> <p>3. 継続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 コクヨマーケティング株式会社</p> <p>住所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p> <p>霞が関ビルディング 18階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	21,780,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

721

件名	全庁LANシステム構築機器等の賃借（5）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	現行全庁 LANシステムを構成する機器を引き続きリースすることに 伴い、必要なライセンスを賃借する。
選 定 理 由	令和4年3月末日に契約期間が5年になったが、全庁LANシステム を構成する一部機器について、引き続き利用する必要がある。令和 5年度は「全庁LANシステム延長運用に伴うライセンス及び機器の 賃借」として契約し、令和6年度については、機器等の賃借契約を締 結する。 以上の理由から、既存の上記賃借契約を締結している下記事業者 を、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋3丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,899,487 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	地域コミュニティ活動のデジタル活用支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <b>委託</b> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動縮小や自粛によって地域コミュニティの希薄化に対する懸念がある。また、区民の約9割がマンション居住者である本区のなかで、地域コミュニティ活動へ参加したい区民や地域のことを知りたい区民に対し地域の活動に関する情報やまちの情報の流通を更に良好にし、活動の可視化を進め、区民のコミュニティ活動への新規参加や地域への愛着を高めることを図りたい。</p> <p>また、活動団体内でデジタルを活用し、個人の役割の簡素化や作業の共有による活動の維持、場所の制約をなくすことで遠隔からでも参加できる等、活動参加率増加を図るための活動手段のひとつとして、デジタル活用を推進する。以下のような取組みを行い、活動実践の場における伴走支援を継続的に行っていくことで好例を創出していく。</p> <p>(1) コミュニケーションツールとしての SNS による情報発信力の強化や ZOOM による打合せ等の手法の追加のための操作の基礎講習・運用のための提案支援。</p> <p>(2) LINEWORKS の導入した活動団体内の連絡・活動の効率化の実践の支援</p> <p>(3) ヘルプデスク業務（訪問支援の柔軟対応・デジタルを活用したイベント活動の企画・実践支援）</p>
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） （令和4年3月30日付決裁 3千地コ総発第220号）</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号</p> <p>3 継続年数 3年</p> <p>4 評価 業務成績も良好なため令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指名する。</p>
契約の相手方	<p>名称：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>住所：東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	15154524 ※ 従価単価契約のため契約金額は、円（消費税を含む） 年度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎ごみ処理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎のごみ処理業務を行う。
選定理由	<p>PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国(財務省)が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。</p> <p>については、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。</p>
契約の相手方	<p>名称 広陽サービス株式会社</p> <p>住所 東京都江東区辰巳3-7-8</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,363,667 ※単位 契約のため、契約金額は支出限度額 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

902

件名	麴町二丁目公共施設 仮設蓄電池の賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町二丁目公共施設（麴町小学校・幼稚園、麴町出張所）において、蓄電池の故障が起きている。建物停電時の非常電源確保のために蓄電池の設置は必須となるため、新たに蓄電池を設置するまでの期間、仮設蓄電池の賃貸借を行う。
選定理由	令和6年2月に実施した「直流電源装置更新工事」実施時に、蓄電池が故障していたことが発見された。そこで、改修工事を受託していた下記事業者において仮設の蓄電池を設置した。 新たな蓄電池を購入設置することで対応するまでの期間は仮設の蓄電池を設置する必要があるため、下記事業者において設置した仮設蓄電池を継続して借り上げる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 ホマレ電池 住所 千代田区神田佐久間町3-21
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	891,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和6年12月25日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託（委託） その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の警備保安業務を行う。
選定理由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国（財務省）が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名称 首都圏ビルサービス協同組合 住所 東京都港区赤坂 1-1-16 細川ビル 1003号
※ 契約年月日	令和 6年 4月 / 日
※ 契約金額	33,916,426 円（消費税を含む） <del>※総額を契約のため、契約金額は支出限度額</del>
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

581

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎建築設備管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の建築設備管理業務を行う。
選定理由	PFI 事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国(財務省)が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついで、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名 称 株式会社 シミズ・ビルライフケア 住 所 東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	131,537,842 円 (消費税を含む) <del>※総価額を</del> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

558

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎清掃等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎における清掃等業務を行う。
選定理由	PFI事業の契約期間終了に伴い、令和3年度から九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の各維持管理業務は、各事業者と委託契約することとなった。国との合築である本庁舎の各維持管理業務を、国と区が合わせて発注することにより効率的な運用を図る必要があるため、国(財務省)が発注及び契約事務を行い、契約書は国の各官署、千代田区、事業者の連名によることとした。 ついては、国の入札により受託事業者となった下記業者を契約相手方とするものである。
契約の相手方	名称 株式会社新東美装 住所 東京都世田谷区上用賀4-3-8
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	28,997,352 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区民サービスを中断途絶なく提供するため、区の基幹システムである総合住民サービスシステムを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、併せて法律改正等に的確に対応し、業務が滞りなく処理されることを目的とし運用保守業務を総合住民サービスシステムの構築事業者の特命随意契約により委託している。
選定理由	本件は、平成21年度にプロポーザルを実施（平成23年10月開始）し、前回更新から令和5年度で8年が経過した。 国のデジタル改革を踏まえ、国の方針及び計画との整合性を図りつつ、本区にとり最適な地方公共団体情報システムの標準化に対応する必要があるため、令和3年度から5年間かけて実施しているところである。 上記理由により、本業務については、現行システム運用保守事業者である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 電算 住所：長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	340,054,407 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

474

件名	区立学校施設の窓ガラス・床清掃業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <span style="border: 1px solid black;">委託</span> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	番町小学校の窓ガラス・床清掃業務
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名称 株式会社クリーン工房 神田支店 住所 東京都千代田区神田須田町1-10-4-1101
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2103,783 円 (消費税を含む) ※ 税別単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1007

件名	九段中等教育学校 ICT 教育システム保守管理支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ICT 教育システムにかかるネットワークおよび機器等の保守管理支援
選定理由	1、プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 18 日付 30 千中シ発第 680 号 令和元年度開始) 2、該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第 8 条 4 項 3、継続 6 年 4、評価 良好なため 当該システムの構築者であり、継続 6 年目 (今年度リプレース) である。既設の機器設備等、本システムの性質上、同一業者のメンテナンスが不可欠であり、設定業者以外の者が履行した場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがある。また、不具合発生時の原因究明、故障修理など部材の交換まで一貫して行う事ができ、早期復旧の期待が出来る。 以上の理由により、業務成績は良好なため、引き続き令和 6 年度においても、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 内田洋行 住所 東京都江東区東陽 2 丁目 3 番 2 5 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,486,412 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日
担当課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

## 特命随意契約理由書

834

件名	デジタル地球儀 (SPHERE) の利用
種類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	デジタル地球儀 (SPHERE) の継続的な利用のため、その通信料を支払う。
選定理由	デジタル地球儀 (SPHERE) の導入について、5千子指導発556決裁の結果、下記事業者に決定した。 デジタル地球儀 (SPHERE) については、販売から保守まで一貫して下記事業者が行っている。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 NPO 法人 ELP 所在地 東京都渋谷区神宮前 6-35-3
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税 E 含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

783

件名	千代田区標準システム移行及び支援業務
種類	委託
概要	<p>「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」により標準システムへの移行が地方公共団体の責務とされ、国が策定した『自治体DX推進計画』において、自治体の主要業務システムを標準化・共通化し、令和7年度末までに全ての自治体が標準標準システムへ移行することが自治体の重点取組事項と定義された。</p> <p>こうした状況に鑑み、標準化に向けたプロジェクト管理、標準標準システム稼働環境の設計等、移行に向けた支援を行う。</p>
選定理由	<p>現行の基幹系システムの多くは千代田区総合住民サービスシステム運用保守業務を委託している株式会社電算のシステムを利用していることから、当事業者がシステム標準化に向けた支援業務を行うことで円滑かつ安全に移行できると考える。</p> <p>また、標準化対象外の区独自業務やサービスについても熟知していることから、独自システムの構築・連携も円滑に行えると考える。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	133,805,650 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

1040

件名	「少年写真ニュース」他9件の購入
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">物品</span> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立学校で購読する「少年写真ニュース」等の定期購読誌を、教育委員会事務局において一括して購入する。
選定理由	下記業者は「少年写真ニュース」等の発行元であり、区内に事業所を置き、配送についても一元的に手がけていることから、的確性・迅速性はもとより、学校現場の都合による納期や配送場所などに配慮できる唯一の業者である。 以上の点から、下記業者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 少年写真新聞社 住 所 千代田区九段南3-9-14
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	753,852 円 (消費税を含む)
納入期限	令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。